

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月 30日

大分県知事 様

提出者

住 所 大阪市北区大淀南1-4-15

氏 名 青木あすなろ建設株大阪本店

上席執行役員本店長 辻井 靖

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号06-6440-1816

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	青木あすなろ建設株大阪本店
事業場の所在地	大阪市北区大淀南1-4-15
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度売り上げ520億円
③従業員数	800人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>建設工工程 → 木くず・廃プラ — 委託処理・チップ・燃料</p> <p>コン・アガラ・がれき — 委託処理・再生骨材</p> <p>混合廃棄物 — 委託処理（中間・破碎）</p> <p>最終埋立</p>

(日本工業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制) 別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項（別紙参照）

	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
① 現状	(これまでに実施した取組) 余剰材の引き取り（木材）		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
② 計画	(今後実施する予定の取組) 分別品目を増やし、混合廃棄物の排出量を抑え分別した品目の有価売却を検討する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルトがら、木くず・廃プラ
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 更に金属他の分別にも取り組み、再生推進を図る。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項（該当なし）

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項（該当なし）

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量			t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量			t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項（該当なし）

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

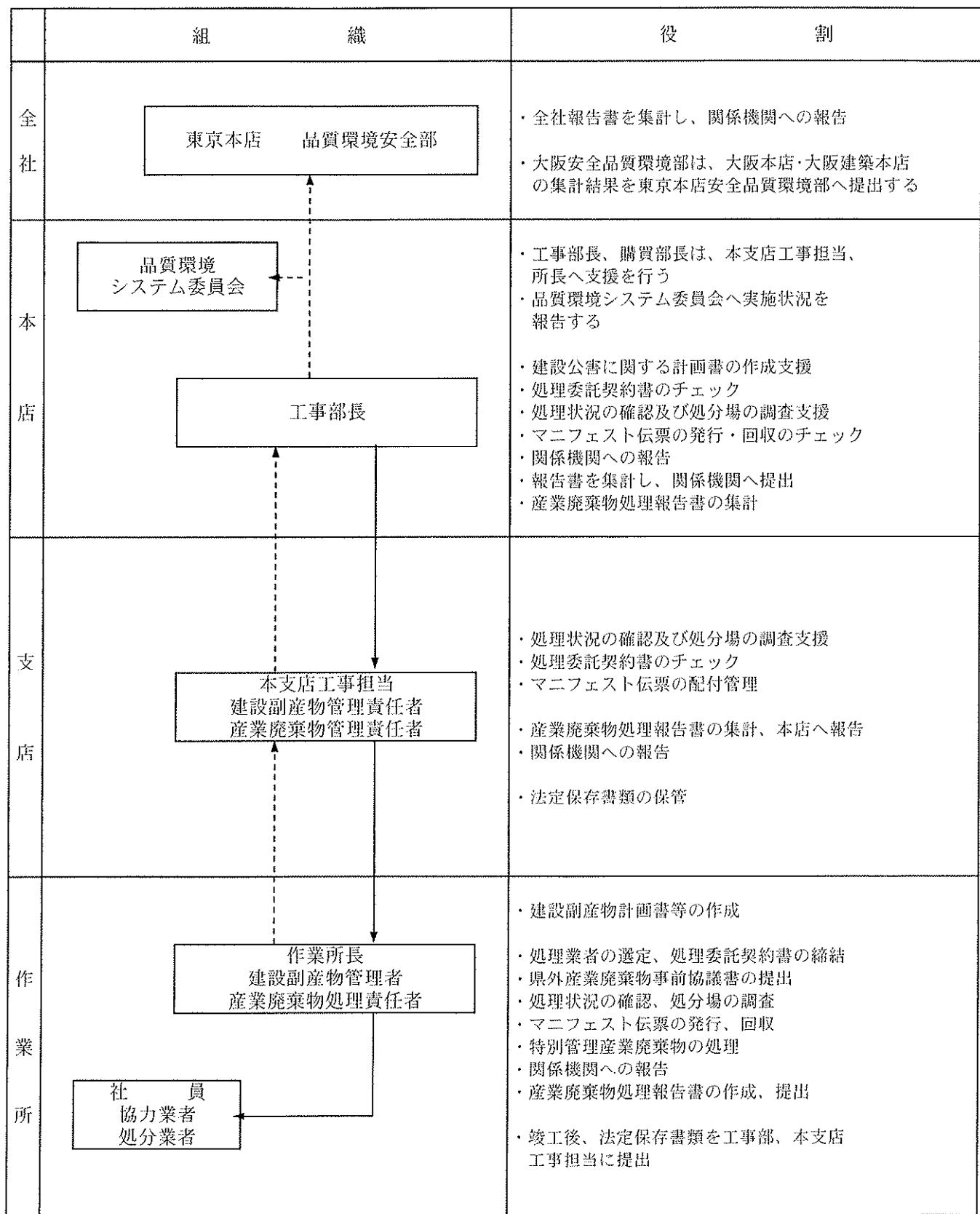
産業廃棄物の処理の委託に関する事項【別紙参照】

① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従って 産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施			

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	
		全処理委託量	t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
②計画		(今後実施する予定の取組) 優良認定業者への委託選定を検討する。	
※事務処理欄			

別紙：産業廃棄物の処理に係わる管理体制

責任者及び管理組織図



注：————→ 指示系統 - - - - - → 連絡・報告系統

(2) 管理体制の強化

1) 管理体制（組織）

本支店内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するために横断的な組織を編成する。

2) 管理方法

廃棄物管理規程および廃棄物処理計画を作成し、実施確認を行う

3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類・発生状況・処理方法・処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修を行う。

1) 社員・業務委託者・関連会社への研修

本支店工事部は、作業所の廃棄物管理責任者及び対象業者に対し、教育を年1回以上行う

2) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生・分別・再生利用・最終処分等の状況について情報の公開に努める。（月報の提出等）

